

令和3年第3回（6月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和3年6月1日（火曜日）

議事日程 第1号

令和3年6月1日（火曜日）午前9時開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第 5 | 発議第 1号 みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 6 | 報告第 4号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について |
| | 報告第 5号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について |
| | 報告第 6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について |
| | 報告第 7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について |
| 日程第 7 | 報告第 8号 令和2年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| | 報告第 9号 令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| | 報告第10号 令和2年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| | 報告第11号 令和2年度みなかみ町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第 8 | 報告第12号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第 9 | 報告第13号 令和2年度みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事請負変更契約の専決処分報告について |
| 日程第10 | 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| | 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第30号 令和3年度道路メンテナンス補助事業町道藤原栗沢線藤原湖大橋橋梁補修工事の建設工事請負契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第31号 令和3年度社会資本整備総合交付金事業除雪車（11t級）購入契約の締結について |
| | 議案第32号 令和3年度社会資本整備総合交付金事業除雪車（7t級）購入契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第33号 令和3年度みなかみ町スクールバス購入契約の締結について |
| 日程第14 | 議案第34号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第35号 みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第36号 令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第17 | 一般質問 |

- ◇ 石坂 武 君 1. 町内3こども園の現状と今後
2. 熊穴沢避難小屋付近にトイレ設置を
 - ◇ 阿部賢一 君 1. 健康維持対策
2. エアコン設置補助事業の創設
 - ◇ 窪田金嘉 君 1. 地方創生を考える
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	12番	中島信義君
13番	阿部賢一君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	山田庄一君		

欠席議員 なし

会議録署名議員

7番 本多公保君 10番 鈴木初夫君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	桑原孝治	書記	泉雪江
書記	山田直樹		

説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	宮崎育雄君
教育長	田村義和君	会計課長	原澤右文君
総務課長	杉木隆司君	総合戦略課長	林市治君
税務課長	佐藤富士夫君	町民福祉課長	中島修一君
子育て健康課長	上村真弓君	生活水道課長	金子喜一郎君
農林課長	原澤真治郎君	観光商工課長	高野明夫君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	高橋康之君
生涯学習課長	河合博市君	水上支所長	木村伸介君
新治支所長	原澤達也君		

開 会

午前9時 開会

議 長（山田庄一君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、発言時を含め、常時マスクの着用をお願いいたします。

なお、気温の上昇が予想されます。上着の脱着については、会期を通じて発言時を除き各自の判断でよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和3年第3回6月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（山田庄一君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

なお、アクリル板設置場所に限りマスクを外しての発言を認めます。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、6月定例議会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

3月定例会以降、閉会中にも議員各位におかれましては施策や調査活動を行っていただき、また、各常任委員会、特別委員会が開催され、施策の検討をしていただきました。熱心な議員活動に敬意を表する次第であります。

暖かい日が続き、農家では田植もあらかたになり、早苗の緑となり、農作業が順調に進んでいるようで、みなかみ町らしい田園風景が見られるようになりました。

しかしながら、4月の朝晩の冷え込みによる農作物への凍霜害被害が心配をされております。先日の全員協議会で被害の概要報告をさせていただきましたが、果樹、養蚕などで4億1,000万円の被害が発生いたしました。町としても、県と連携して樹草勢回復や病害虫防除などのかかり増し経費等の助成を検討しております。大きな被害にならないことを願っております。

町内で発生した新型コロナウイルス感染症については、皆さんに大変ご心配をおかけいたしました。関係者のご尽力により収束に向かい、5月24日に町内全校で再開することができました。ご協力ありがとうございました。

町の65歳以上の高齢者コロナワクチン接種が5月24日から始まりしました。高齢者接

種が7月中には終了し、順次、一般の方にも接種が始まる予定です。町民皆さんが安心して接種できる体制を引き続き確保していきたいと思っております。

群馬県にはまん延防止重点措置が10市町に6月13日まで発令をされております。町民の皆さんには、引き続き不要不急の外出の自粛、感染防止対策の徹底をお願いしたいと思っております。私たちもできる感染拡大防止に取り組んで、一日も早い終息に向けて努めていかなければならないと思っております。

さて、6月定例議会に提案いたします案件は、報告10件、諮問2件、条例2件、補正予算1件、その他4件であります。詳細につきましては後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

開 議

議 長（山田庄一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（山田庄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

7番 本 多 公 保 君

10番 鈴 木 初 夫 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（山田庄一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日6月1日より6月11日までの11日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6月1日より6月11日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（山田庄一君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の主な事項について報告いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、多くの行事が中止や延期となり、議会活動にも影響している状況です。

このような中で、3月17日には、森林活用協議会設立総会が開催され、4月1日には、月夜野第二学童クラブ開所式及び教職員辞令交付式が開催され、出席いたしました。

4月19日には、利根地方総合開発協会理事会、定例利根郡議長会及び定例広域圏議員協議会が開催され、出席いたしました。

4月20日には、後閑駅学習室開所式、4月23日には、グランドゴルフ協会定期総会、4月28日には、ホテルを守る会役員総会、4月30日には、デザート藤原湖マラソン実行委員会が開催され、出席いたしました。

5月17日には、広域圏消防運営委員会、利根郡議長会総会、定例利根郡議長会、定例広域圏議員協議会及び利根沼田学校組合議員協議会が開催され、出席いたしました。利根郡議長会総会において役員改選が行われ、会長には昭和村の藤井貞充議長が選任され、副会長には川場村の角田文雄議長が選任されました。

5月19日には、川場谷小水力発電所落成開所式が開催され、出席いたしました。

5月25日には、広域圏議会臨時会及び利根沼田学校組合議会臨時会が開催され、出席いたしました。

その他日程は、議会事務局で閲覧くださるようお願いいたします。

以上をもちまして議長諸報告といたします。

日程第4 請願・陳情文書表

議長（山田庄一君） 日程第4、請願・陳情文書表を議題といたします。

今期定例会において本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

議長（山田庄一君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第5 発議第1号 みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（山田庄一君） 日程第5、発議第1号、みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長高橋市郎君。

（議会運営委員長 高橋市郎君登壇）

議会運営委員長（高橋市郎君） 発議第1号、みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則について、その提案理由の説明を申し上げます。

全国町村議会議長会において、標準町村議会会議規則が一部改正されました。この改正趣旨を踏まえ、みなかみ町議会会議規則の一部を改正するものであります。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護などの議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者等の利便性の向上を図るため、議会への請願等の手続について、請願者等に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第1号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて発議第1号の質疑を終結いたします。

これより発議第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて発議第1号の討論を終結いたします。

発議第1号、みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号、みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

日程第6 報告第4号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

報告第5号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

報告第6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（山田庄一君） 日程第6、報告第4号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてから報告第7号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてまで、以上4件を一括議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第4号から第7号まで一括してご説明申し上げます。

本損害賠償事案4件とも、除雪作業等による物損事故を原因とする損害賠償でございます。

まず、報告第4号についてご説明申し上げます。

令和2年12月20日、午前10時30分頃、町道須川3号線にて道路パトロール中、方向転換のため後退させた折、公用車の右後方部がコンクリート製の塀に接触し、破損させたもので、損害賠償の額は20万1,300円であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年4月5日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

次に、報告第5号についてご説明申し上げます。

令和2年12月17日、午後3時20分頃、町道大穴6号線の道路除雪作業中、住宅周りのコンクリート擁壁に接触し、破損させたもので、損害賠償の額は36万3,000円であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年4月12日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

次に、報告第6号についてご説明申し上げます。

令和2年12月18日、午前11時30分頃、主要地方道沼田水上線から除雪作業を行うため町道小仁田32号線に進入する際、主要地方道の歩車道境界ブロックに接触し、境界ブロック及び舗装を破損させたもので、損害賠償の額は88万4,950円あります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年4月15日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

最後に、報告第7号についてご説明申し上げます。

令和2年12月23日、午後2時40分頃、町道阿能川8号線の除雪作業中に、町道に隣接する敷地に建てられたお祭り用ののぼり旗の支柱に接触し、支柱を破損させたもので、損害賠償の額は29万3,810円あります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年5月6日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

議長（山田庄一君） 以上で報告第4号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてか

ら報告第7号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてまで、以上4件の報告を終わります。

-
- 日程第7 報告第8号 令和2年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 報告第9号 令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 報告第10号 令和2年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 報告第11号 令和2年度みなかみ町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

議長（山田庄一君） 日程第7、報告第8号、令和2年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第11号、令和2年度みなかみ町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてまで、以上4件を一括議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第8号から第11号まで一括してご説明いたします。

報告第8号、みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書、同第9号、みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書、同第10号、みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書については、令和2年度から令和3年度へ繰越明許費として繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告申し上げます。

報告第8号、一般会計では、繰越し事業数が29事業、事業費の総額が15億8,455万9,000円となりました。

事由別に申し上げますと、第1に、国の補正予算に対応し予算措置した事業において、事業実施期間が短期間であるため年度内に事業完了できなかったものが、2款総務費の住民基本台帳管理事業、4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、6款農林水産業費の地産地消推進事業、10款教育費の小中学校統合推進事業の4事業であります。

第2に、事業関係者等との協議または調整等に不測の日数を要したことで繰り越したものが、2款総務費のたくみの里活性化事業、真沢の森管理運営事業の2事業、6款農林水産業費の里地・里山保全整備事業、7款商工費の観光センター改修事業、8款土木費の道路内民地未処理案件解決事業から狭あい道路拡幅整備事業までの9事業、10款教育費の公立学校情報機器整備事業、中央公民館改修事業の2事業で、合わせて15事業であります。

第3に、県事業の工期延長に伴い繰り越したものが、2款総務費のかわまちづくり事業です。

第4に、コロナウイルス感染症の影響により事業が遅延、執行できず繰り越したものが、2款総務費の温泉センター（三峰の湯）管理運営事業、6款農林水産業費のため池整備事

業、10款教育費の月夜野給食センター管理運営事業の3事業であります。

第5に、昨年9月9日から10日に発生した集中豪雨災害に関連した諸事情により、事業が遅延、執行できず繰り越したものが、6款農林水産業費の小規模農村整備事業、有害鳥獣侵入防止柵設置等補助事業の2事業、7款商工費、登山道・山の家等管理事業、谷川岳インフォメーションセンター周辺整備事業の2事業、11款災害復旧費の農林水産業施設災害復旧事業、土木施設災害復旧事業の2事業で、合わせて6事業であります。

次に、報告第9号、下水道事業特別会計につきましては、1款総務費の公共下水道認可変更事業と2款下水道事業費の公共下水道（水上処理分区）維持管理事業の2事業で、事業費は総額で2,130万円であります。ともに事業関係者等との調整に不測の日数を要したため年度内に事業が完了せず、繰越事業となりました。

次に、報告第10号、水道事業会計につきましては、1款資本的支出のムタコ沢取水口改修工事とJR軌条下横断管理布設替工事の2事業で、事業費は総額で2,800万円あります。こちらの2件につきましても下水道事業と同様に、事業関係者等との調整に不測の日数を要したため年度内に事業が完了せず、繰越しを行ったものであります。

最後に、報告第11号 令和2年度みなかみ町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましてご説明申し上げます。

本件は、令和2年3月議会で議決をいただき、元年度より2年度へ繰越明許費として繰り越した事業について、令和3年度へ事故繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定によりご報告申し上げます。

事業は11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費の羽場地区災害復旧事業で、繰越額は1億2,965万7,000円です。計画では河川協議を令和2年10月末までに完了させ、本工事の着手を11月に予定していましたが、令和2年9月9日から10日に発生した集中豪雨により町内の農地及び農業用施設365か所が被害を受け、その対応に緊急を要し、本事業を3か月間中断することとなりました。このため年度内の完了が困難となり、事故繰越しを行ったものであります。

報告第8号から報告第11号まで、いずれもやむを得ない事情により繰越しを行ったものでありますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、報告とさせていただきます。

議長（山田庄一君） 以上で報告第8号、令和2年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第11号、令和2年度みなかみ町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてまで、以上4件の報告を終わります。

日程第8 報告第12号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について

議長（山田庄一君） 日程第8、報告第12号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長 (鬼頭春二君) 報告第12号、みなかみ町土地開発公社の経営状況について報告いたします。

令和2年度の事業概要であります。保有用地の事業収益の特別養護老人ホーム西嶺の郷用地について、土地の一部分の代金394万5,452円を精算いたしました。うららの郷につきましては、2区画765万5,000円を販売いたしました。月夜野深澤工業用地につきましては、土地の引渡し完了し、用地の取得から土地の造成までにかかった経費として4億3,851万7,706円を精算をいたしました。

決算の状況ですが、損益計算書をご覧ください。

事業収益から事業原価を差し引いた事業総利益は953万6,842円で、販売費及び一般管理費68万1,823円を事業総利益から差し引いた事業利益は885万5,019円でした。事業外収益8万8,228円から借入金に対する支払利息等である事業外費用227万5,309円を差し引き、事業利益を合わせ経常利益が666万7,938円となり、最終の当期純利益は同額の666万7,938円でありました。

次に、貸借対照表をご覧ください。

資産の部は流動資産のみであり、資産合計は1億4,762万3,664円です。

負債の部は、流動負債の短期借入金になり、負債合計は1億283万2,200円になります。

資本の部ですが、基本財産の500万円と前期繰越準備金3,312万3,526円と当期純利益666万7,938円を合わせ、資本合計は4,479万1,464円となり、負債資本合計は1億4,762万3,664円となりました。

以上、土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

議 長 (山田庄一君) 以上で報告第12号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを終わります。

日程第9 報告第13号 令和2年度みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事請負変更契約の専決処分報告について

議 長 (山田庄一君) 日程第9、報告第13号、令和2年度みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事請負変更契約の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長 (鬼頭春二君) 報告第13号、令和2年度みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事請負変更契約の専決処分報告についてご報告いたします。

令和2年9月議会で契約の議決を得て、みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事を施工してきたところですが、工事の進捗に伴い、カーテンの仕様及びWi-Fi設置等の変更により99万円を増額し、契約金額を1億8,712万1,000円とする変更契約をす

るものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年5月27日に専決処分をいたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が2週間ほど中断したため、5月末の工期を6月14日まで延長いたしました。

以上、併せて報告をさせていただきます。

議長（山田庄一君） 以上で報告第13号、令和2年度みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事請負変更契約の専決処分報告についてを終わります。

日程第10 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（山田庄一君） 日程第10、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて及び諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 諮問第2号及び諮問第3号について、いずれも人権擁護委員の推薦に関するものでありますので、一括してご説明申し上げます。

まず、諮問第2号について、現在、人権擁護委員として平成27年10月よりご活躍いただいておりますみなかみ町新巻1482番地の林耕平さんが令和3年9月30日をもって任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼が来ております。

つきましては、人格、識見に優れておりますみなかみ町新巻156番地の渡辺孝さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号についてでございますが、人権擁護委員として平成27年10月よりご活躍いただいておりますみなかみ町綱子321番地の1、平原文雄さんが同じく令和3年9月30日に任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼が来ております。

つきましては、人格、識見に優れておりますみなかみ町阿能川385番地1の小野達寿さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

お2人とも人格、識見に優れ、人権擁護委員として適任者であります。よって、適任とご意見をいただきたく、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

諮問第2号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて諮問第2号の質疑を終結いたします。

次に、諮問第3号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて諮問第3号の質疑を終結いたします。

議長(山田庄一君) これより諮問第2号について、提案理由のとおり適任との意見とすることに対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて諮問第2号の討論を終結いたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は提案理由のとおり適任との意見とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任との意見に決定されました。

議長(山田庄一君) これより諮問第3号について、提案理由のとおり適任との意見とすることに対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて諮問第3号の討論を終結いたします。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は提案理由のとおり適任との意見とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任との意見に決定されました。

日程第11 議案第30号 令和3年度道路メンテナンス補助事業町道藤原粟沢線藤原湖大橋橋梁補

修工事の建設工事請負契約の締結について

議長（山田庄一君） 日程第11、議案第30号、令和3年度道路メンテナンス補助事業町道藤原栗沢線藤原湖大橋橋梁補修工事の建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第30号につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、令和3年度道路メンテナンス補助事業町道藤原栗沢線藤原湖大橋橋梁補修工事の建設工事請負契約を締結するものであります。前年度の補修工事の未発注部分の工事を行うもので、橋長96.2メートルのうち62.1メートルの施工を行うものであります。

令和3年5月28日、条件付一般競争入札を行った結果、1億5,180万円で清滝・木村藤原湖大橋橋梁補修工事特定建設工事共同企業体、代表者、みなかみ町幸知76番地、清滝建設株式会社、代表取締役清瀧明則が落札をいたしました。

当該者を契約の相手方として建設工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第30号について質疑ありませんか。

15番久保秀雄君。

15番（久保秀雄君） 今、町長から提案理由の説明をしていただきました。前回は一部発注がされているかと思えます。今回発注をして全てが完了するのかどうかと、この辺をまず確認をさせていただきたいと思えます。

それと、もう一点、先ほど繰越明許の説明の中で、時間的、またコロナ、災害等の影響で繰越明許をしたと、こういうことが説明されました。この藤原の橋の工事について、その繰越明許に入っているのか、入っていないのか。そして、仮に入っているとすれば、今年度で全ての発注した工事が完了できるのかどうか。その辺の見通しも示していただければありがたいと思えます。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） お答えいたします。

こちらの工事につきましては、昨年度、第1期工事として発注をさせていただきまして、約三十数メートルやらせていただいております。そして、今年残りの62.1メートルを今回契約をさせていただくという運びになっております。

そして、現在、昨年度の工事につきましては繰越しという形の中で行っておりますけれども、当初設計で見ていた工法と変わりがまして、非常に塗装の除去等々にお金がかかるという形の中で、最終の12月に提案させていただきまして繰り越したということでありま

す。

そして、本年度、その残りの工事について行っておるんですけども、足場を組んで橋梁の下を確認をしているところ、非常にひび割れが多く、当初設計したものよりは非常に多いということで、今、最終のこの工事を出してはいるんですけども、実際にそこで終わるかどうかが、現在精査しながら工事を進めている状況であります。もし、そちらのほうのひび割れが大変ひどくて、今回の金額で足りないということも可能性的にはあろうかなと思っております。

まだそちらについては今後精査をさせていただいて、またしかるべきに報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（山田庄一君） 久保君。

15番（久保秀雄君） 繰越明許をして今年度に工事がずれ込んでいると、こういうことだと思います。それで、繰越明許をできるのは一定の期間があるんだと思います。去年から今年、それで、自分の記憶では多分2年だと思んですけども、それを超えての繰越明許ができないと、そういう形になると、1期目に出した工事については今年度中に工事を終えなければならないと、こういうことが想定されるのかなと、こんなふうに感じています。その辺の対処の仕方について、ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） 本年度工事につきましては現在も進めておりました、約6割近く完了している状況であります。昨年度繰り越したのものについては、今年度間違いなく完了できるといような状況で今考えております。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第30号の質疑を終結いたします。

これより議案第30号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第30号の討論を終結いたします。

議案第30号、令和3年度道路メンテナンス補助事業町道藤原粟沢線藤原湖大橋橋梁補修工事の建設工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号、令和3年度道路メンテナンス補助事業町道藤原粟沢線藤原湖大橋橋梁補修工事の建設工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第31号 令和3年度社会資本整備総合交付金事業除雪車（11t級）購入契約の締結について

議案第32号 令和3年度社会資本整備総合交付金事業除雪車（7t級）購入契約の締結について

議長（山田庄一君） 日程第12、議案第31号、令和3年度社会資本整備総合交付金事業除雪車（11t級）購入契約の締結について及び議案第32号、令和3年度社会資本整備総合交付金事業除雪車（7t級）購入契約の締結についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第31号から議案第32号まで一括してご説明申し上げます。

議案第31号の購入契約についてご説明申し上げます。

本購入契約は、社会資本整備総合交付金事業により11トン級の除雪車を購入するもので、現在、水上地区に配備している同型の除雪車の購入を行うものであります。

令和3年5月19日に指名競争入札を行った結果、1,485万円で群馬県前橋市上増田町904-14、コマツカスタマーサポート株式会社群馬支店、支店長寺沢大が落札をいたしました。

当該者を契約の相手先として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第32号についてご説明申し上げます。

本購入契約は、社会資本整備総合交付金事業により7トン級の除雪車を購入するもので、現在、水上地区に配備している同型の除雪車の購入を行うものであります。

令和3年5月19日、指名競争入札を行った結果、1,083万5,000円で群馬県前橋市上増田町904-14、コマツカスタマーサポート株式会社群馬支店、支店長寺沢大が落札をいたしました。

当該者を契約の相手先として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第31号について質疑ありませんか。

12番中島信義君。

12番（中島信義君） 議案第31号について、ちょっと質問させていただきます。

除雪車ということで、一般的に考えると機械構造上、排土板という横に長い、そういう部品というんですか、そういうのが装備されていると思うんですけれども、実は水上支所の前にこういうバケットというのが今幾つもあるんですけれども、前に聞いたときには、

除雪車等々についてはバケットが標準装備ということで聞いております。そうすると、除雪する作業はほとんどが多分、排土板ということになると思うんですけども、となると、バケットは要らないものじゃないかなと。とすると、その金額そのものが多少変わってくるかなと思うんですけども、その辺の説明があったらお願いいたします。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） お答えいたします。

バケットについては、確かに言われるとおり、除雪作業等々においては不要というような形も見受けられるんですけども、バケット自体が標準装備、普通の形という形で、排土板については特別なものをつけたという形になります。実際、車検を取るときには、バケットと排土板、両方を車検場に持ち込みまして、そちらを検査するという形になりますので、車検が通らないという形になりますので、両方必要になってきます。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「分かりました」の声あり）

議長（山田庄一君） いいということね。

ありませんので、これにて議案第31号の質疑を終結いたします。

次に、議案第32号について質疑ありませんか。

阿部清君。

4 番（阿部 清君） 議案31号、32号含めてお伺いします。

この2台の購入については更新ということですが、11トン級については初年度より36年使用しての更新ということで、また、7トン級については故障により多額の費用がかかるということで伺っております。

今回、更新ということですが、購入車両2台、この使用に当たり、直営で使用するのか、業者委託で使用するのか、その辺教えてください。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） お答えいたします。

両方の機械とも、現在、業者のほうに出す考えでおるんですけども、一応、ほかの機械等々の性能等々を精査させていただいて、その中で配車替え等々も考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（山田庄一君） 阿部君。

4 番（阿部 清君） 直営で使用するのか、業者に委託するのか、その辺教えてください。

議長（山田庄一君） 明確に言ってください。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） 業者委託ということです。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第32号の質疑を終結いたします。

議長(山田庄一君) これより議案第31号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第31号の討論を終結いたします。

議案第31号、令和3年度社会資本整備総合交付金事業除雪車(11t級)購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号、令和3年度社会資本整備総合交付金事業除雪車(11t級)購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

議長(山田庄一君) これより議案第32号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第32号の討論を終結いたします。

議案第32号、令和3年度社会資本整備総合交付金事業除雪車(7t級)購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号、令和3年度社会資本整備総合交付金事業除雪車(7t級)購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第33号 令和3年度みなかみ町スクールバス購入契約の締結について

議長(山田庄一君) 日程第13、議案第33号、令和3年度みなかみ町スクールバス購入契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長 (鬼頭春二君) 議案第33号、令和3年度みなかみ町スクールバス購入契約の締結についてご説明を申し上げます。

今回購入する車両については、令和4年4月開校予定のみなかみ中学校の生徒を送迎するスクールバスの路線が増えるため、29人乗りスクールバス2台を新規に購入するものであります。

積雪寒冷地であります本町におけるスクールバスの運行をより安心・安全に実施できるよう、四輪駆動式の車種を選定いたしました。国内で販売されている自家用の小型バス29人乗りのうち、四輪駆動式については三菱ふそうトラック・バス株式会社の小型バスのみでありますので、三菱ふそうトラック・バス株式会社製小型バスの取扱業者に対して購入契約を締結するものであります。

5月12日、見積入札に付し、契約金額1,848万円で群馬県前橋市高井町一丁目30番地20、三菱ふそうトラック・バス株式会社北関東ふそう前橋支店、支店長小野里仁を相手方として購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 (山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第33号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山田庄一君) ありませんので、これにて議案第33号の質疑を終結いたします。

これより議案第33号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (山田庄一君) ありませんので、これにて議案第33号の討論を終結いたします。

議案第33号、令和3年度みなかみ町スクールバス購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号、令和3年度みなかみ町スクールバス購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第34号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について

議 長 (山田庄一君) 日程第14、議案第34号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例

についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長 (鬼頭春二君) 議案第34号についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等による介護保険の第1号保険料の令和3年度における減免措置について、減免対象を令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある保険料とするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 (山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第34号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山田庄一君) ありませんので、これにて議案第34号の質疑を終結いたします。

これより議案第34号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (山田庄一君) ありませんので、これにて議案第34号の討論を終結いたします。

議案第34号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第35号 みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議 長 (山田庄一君) 日程第15、議案第35号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長 (鬼頭春二君) 議案第35号についてご説明申し上げます。

第204回国会において、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案が5月12日に可決されました。これにより、マイナンバーカードの再交付手数料に

ついて、改正部分の施行期日、令和3年9月1日以降は当該条例の規定が不要となるため、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第35号について質疑ありませんか。

中島君。

12番（中島信義君） このマイナンバーカード、現在、町におきまして発行枚数、パーセントでいうとどのくらいかということと、それと、これからマイナンバーカードを取得するに当たって、初めての人も9月以降は無料になるのか、その辺ちょっとお聞かせ願えればと思います。

議長（山田庄一君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 中島修一君登壇）

町民福祉課長（中島修一君） お答えいたします。

マイナンバーカードにつきましては、無料でカードが作れます。再発行につきましては、1人800円ほどの手数料がかかります。

ただ、このマイナンバーの再発行手数料につきましては、今後、町の収入ではなくなるために、手数料条例の一部改正ということで出させていただきました。今後、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されることに伴い、そちらのほうで再発行手数料の徴収事務を行うということになりました。

先ほどの全体の発行のパーセントにつきましては、資料を今、手持ちでございませんで、確認次第、ご報告させていただきたいと思います。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第35号の質疑を終結いたします。

これより議案第35号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第35号の討論を終結いたします。

議案第35号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第36号 令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）について

議長（山田庄一君） 日程第16、議案第36号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第36号につきましてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億867万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億667万8,000円とするものであります。

歳出補正につきましては、2款総務費では、1項総務管理費429万円の増額は、法制執務事業です。

3款民生費では、2項児童福祉費1,582万6,000円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金事業です。

6款農林水産業費では、1項農業費150万8,000円の増額は、地域の農林水産物利用促進事業です。

7款商工費では、2項観光費1億6,297万円の増額は、電子地域通貨運営活用事業と愛郷ぐんま地域クーポン事業です。

8款土木費では、2項道路橋梁費1,688万4,000円の増額は、消融雪施設維持管理事業が主なものです。

10款教育費、2項小学校費480万円及び3項中学校費240万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策経費を各小中学校管理事業に計上するものでございます。

続いて、財源となる歳入補正ですが、国庫支出金5,585万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,954万円、子育て世帯生活支援特別給付金1,582万6,000円、防災安全交付金1,688万4,000円が主なものです。

県支出金1億1,232万5,000円の増額は、地域観光事業支援補助金が主なものです。

繰入金50万3,000円の増額は、財政調整基金繰入金です。

諸収入の4,000万円は、MINAKAMI HEART Payのチャージ収入分です。

以上が一般会計補正予算の概要であります。補正予算2号につきましても、新型コロナウイルス感染症対策を中心とした予算計上となっております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第36号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）についての質疑以降

については、後日の本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)についての質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

議長(山田庄一君) ここで暫時休憩をいたします。

再開を10時25分とします。

(10時06分 休憩)

(10時25分 再開)

議長(山田庄一君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長(山田庄一君) 一般質問の前に、先ほど議案第35号の中島議員の質問に当局より答えがありますので、これを許可いたします。

町民福祉課長。

(町民福祉課長 中島修一君登壇)

町民福祉課長(中島修一君) 先ほどのマイナンバーカードの発行件数についてお答えいたします。

5月23日現在でございますけれども、申請件数をご報告いたします。5,975人でございます。人口に対する割合は31.9%でございます。

以上です。

日程第17 一般質問

通告順序1 11番 石坂 武 1. 町内3こども園の現状と今後
2. 熊穴沢避難小屋付近にトイレ設置を

議長(山田庄一君) 日程第17、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員より通告がありました。

本日は3名の方の質問を順次許可いたします。

初めに、11番石坂武君の質問を許可いたします。

石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 11番石坂。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

なお、本日は2問質問させていただきます。

1 問目については、町内には3園のこども園が存在し、内訳は町立が1園で私立が2園という状況であり、私立の2園については当時、町がお願い、依頼して私立こども園の運営が開始されたと承知しています。特に町村合併から数年間は、保育園部門、幼稚園部門ともに事務担当が教育委員会ということであり、わかくりさんについては、私自身が当時、教育委員会の課長という立場で、当時の教育長とお願いに行ったという現実もあり、特に3園の公平公正が担保されているかについて大いに気になるところであります。

以上の点を踏まえ、今回は3園のこども園の現状と今後に向けてについてを質問させていただきます。

具体的内容に入る前に、まず、こども園については、町としてどういう認識で捉えているか伺います。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 石坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町には、石坂議員が説明していただいたように、町立1園、私立2園の計3園の幼保連携型認定こども園が運営をされております。それぞれ運営形態は異なりますが、町の将来を担う子供たちの教育、保育の場として、同じ目的を持ち、運営をしていかなければならないというふうに考えてございます。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 次に、冒頭申し上げたわかくりこども園とつきよのこども園の運営開始年度を教えてください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 開園につきましては、いはるこども園が平成21年4月、わかくりこども園が平成22年4月、つきよのこども園が平成28年4月となっております。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） それでは、当初より、いはるこども園についても可及的速やかに民営化を進めるということになっていると思いますが、現状について伺います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） いはるこども園については、平成21年12月の教育施設等検討特別委員会の最終報告で、民営化については開園3年後の導入を目途に検討を進めることとなっております。10年を過ぎた現在でも、運営方法などは検討は進めてまいりましたが、決定までには至ってございません。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 今の回答のとおり、全く進んでいない状況のようではございますけれども、そこには何か原因があるのかと。また、指定管理を含めた今後に向けての取り組み方を伺います。

議長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 最終報告からもう10年が経過して、人口減少など町の情勢も変化をしてきております。少子化の今、保育サービスの維持、充実を図ることや、町全体の保育の質を向上させるためにはどんな方法があるか、運営方法はどうすべきかなどを再度検討してまいりたいというふうに思っています。

議 長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） その部分について、町の職員であるということが原因の一つであるか。あるいは、指定管理の部分は今回回答はありませんけれども、含んだ中で検討していくか。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） にはるこども園は現在公立で運営されているわけですがけれども、町の職員が保育に携わっていただいています。それらも当然民営化になれば当然影響は出てきますけれども、それらも含めて、また指定管理も含めて、指定管理をやっていただけるところが出てくればありがたいんですけども、今までずっといろんなところに探りを入れて検討してきたんですけども、なかなかそういった方がいらっしゃらなかったということで、現在まで来てしまっているという現状です。

議 長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 先ほども申し上げましたとおり、可及的速やかに民営化へということの部分があるわけですから、さらに努力をしていただきたいと思います。

それでは、公平公正の観点から伺いますが、保育教諭配置状況について、最低基準を満たすための保育士数と加配保育士数について、個々の内容説明を含め伺います。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 職員の配置については、群馬県認定こども園の認定基準に関する条例に基づいて、満1歳未満おおむね3人につき1人以上、満1歳以上3歳未満おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満おおむね20人につき1人以上、満4歳以上おおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならないとしております。

加配保育士については、療育支援、学級編成等、様々な状況がありまして、園によって異なっております。

議 長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 各こども園において、職員配置状況に不足が生じているような状況はないかと。すなわち最低基準は満たしているかどうか伺います。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 職員の配置につきましては、毎月、保育教諭配置状況を提出をしていただいておりますが、適正に配置をされております。

議 長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番(石坂 武君) 全ての園で満たしているという回答ですけれども、園の間で職員数の余裕度に差があるという状況だと思うんですけれども、ここではあえて具体的な数字は触れませんが、園児1人当たりに係る経費については圧倒的にいはることも園が高いという事実があり、その意味からしても大変気になるところですが、その辺どうでしょうか。

議長(山田庄一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 園の運営においては、職員の労働状況や個々に寄り添った充実した保育を心がけることを踏まえると、国・県で示す定数より保育士等が必要であるというふうに言われております。どの程度の職員がいれば余裕が生まれるのかというのは、療育支援、学級編成等、様々な状況があるので、はっきりした人数を申し上げることはできません。

また、公立のいはることも園が他の私立の園と比較すると余裕があるんじゃないかという話がありますけれども、それは特に比較はしてごさいませんので分かりません。

議長(山田庄一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 分からないという解釈で、今後調べるといふことの意識はありますか。

議長(山田庄一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 必要があれば調べたいと思いますけれども、ただ、人数が余裕があるから人数を減らせばいいということではないと思うんです。やはり園の運営方針もありますし、そういったことをいろいろ考えて、保護者の方の理解もいただいて職員を減らしていくことであれば、それは考えていかなければならないと思いますけれども、一概に人数が多いから減らせとか、そういうのはちょっと乱暴かなというふうに思います。

議長(山田庄一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 町長の回答と私、全く、ちょっと回答が違っているかな、最後のところ。というのは、減らせということじゃなくて、逆に私立のほうに余裕がないんじゃないかと。そちらのほうを加えてといふことの意味合いで言っていますので、その辺誤解のないようにしていただければと思います。

次に、3園での情報交換等必要と思うわけですが、定期的な打合せ会議等の状況について伺います。職員間の会議、あるいは園長会議等の状況について教えてください。

議長(山田庄一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 公立、私立と運営形態が違って、みなかみ町の幼児教育を担っていただく園が共通理解を深めて職員の資質向上は大変重要であると捉え、3園合同の研修等を実施しております。

入園、運営等に係る議題に関しましては、園長会を年3回、5月、7月、12月実施しております。保育運営等に関しましては、主幹保育教諭を中心に研修を実施、また、保育教諭全員を対象に講師を招いた研修会等を実施しております。

議長(山田庄一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 保育内容等については全く変わりがないわけですが、賃金や福利厚生について

てはどうなっているか、差があるのかどうか。また、差があるとするならば統一していきましようという考え方があるか。あわせて、私立2園に対する具体的な補助内容についても教えてください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 保育士等の休憩時間、休暇等の福利厚生、また、先ほどおっしゃられました賃金等については、それぞれの園で工夫をしているというふうになっております。全国的に保育士の給与は安いと言われておりますけれども、施設型給付費の処遇改善加算として賃金改善要件分等の加算はしております。

公立、私立に差があるかについては、年齢、経験年数など詳細に比較はしてございません。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） ぜひその点も比較調査していただいて、補助等の充実につなげていただければと思っています。

この辺について、こども園の運営を町がお願いし、運営が開始されたという事実があるわけですから、公平公正への取組については積極的に取り組むべきと考えますが、その点どうでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町では子育て支援の拡充と幼児教育の振興を図るため、私立認定こども園に補助金を支出しております。令和2年度の町の補助金額は、つきよのこども園が1,247万240円、わかくりこども園が529万3,400円を支出しております。運営形態、地域性もありますので、園の特色を生かした運営をしていただくことも必要ではないかというふうに思っております。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 公平公正に努力をしていただければと思います。

次に、質問の内容については通告してあるわけですが、関連で伺いたいと思います。

4月の下旬に発生した管内小中学校のコロナ感染について、当然、園児のお兄さん、お姉さんがいる場合も多々あると思いますが、町として、対策に向けて園に対しどのような指示、対応をしたか伺います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 学校の臨時休業の通知と同日の5月4日に登園自粛要請の通知を出しました。その際、こども園は保育の必要性のある子供を受け入れている児童福祉施設であることを踏まえ、職務の都合等でやむを得ない場合は通常どおりお預かりくださいとの連絡をさせていただきます。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） この件について何か問題点があったか。あった場合にはその内容と、どう対

処したか教えてください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 急な登園自粛で仕事を休めない、預かってくれない等、要望が寄せられましたが、園としては先ほどお話したように受入れ態勢は取っていましたが、休園と誤解を生むような対応があったということは聞いております。

今後はそういった誤解が起きないように、町としても丁寧な説明をしていきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 児童館や学童保育への対応はどう取り組んだか伺いたと思います。例えば水上児童館においては、4月28日には児童館が自主休館したと聞いております。その後、5月16日までの休館については、社会福祉協議会と町が協議した後、町より16日までの休館への指示があったとの話も聞きますが、その点について伺います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 水上児童館につきましては、4月27日は通常開館されておりました。28日は児童館のほうから休館したいとの申出があったので、休館対応を承諾をいたしました。その後は自粛要請を通知し、学校の休業と同じ対応をしております。

学童クラブにつきましても、学校の休業に伴い、5月4日付で自粛要請を出しました。こども園同様、職務の都合等でやむを得ない場合は通常どおりお預かりいただけるような体制になっています。

児童館、学童クラブについて、学校の授業時間と密接なことから、各学校と連絡を取りながら対応をしているようです。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 今、町長の回答のとおり、児童館のほうからアクションを起こしたというような状況だったと思うんですよ。伺うところによると、町からのそういった指示、アクションがちょっとなかったのかなというようなこともありますので、それは今後の参考という課題として取り扱っていただければと思います。

次に、これも質問内容については通告しているわけですが、当町においては、子育てにおいて行政として大変に力を入れて取り組んでいると思うわけです。悲しいかな、その部分が十分に周知されていない状況と思います。こども園の該当者にも大いに関係がありますし、せつかくの機会ですので、子育てに係る取組状況について、過去に別の場面で同僚議員より質問された部分もありますが、再度説明していただければと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） みなかみ町では、経済的支援をはじめ様々な支援をしております。

経済的支援としては、出産祝い金、入学支援金、子育て家庭住宅新築補助金、結婚新生活支援等があります。また、経済的支援だけでなく、地域子ども・子育て支援事業においても、一時保育、ファミリーサポート、相談事業など多くの事業に取り組んでおります。

また、状況に応じて早急な対応も取っております。今回の学校、こども園の休業に関しても、1か月分の給食費は免除とすることといたしました。

また、保育料は、3歳児以上は無償、ゼロ歳から2歳につきましては、給食費を含んだ金額で階層区分により負担をしていただいております。

給食費については、要件はありますが、副食費免除がございます。これはちょっとこども園の1号認定、2号認定によって差はありますけれども、1号認定については、父母の市町村民税所得割合算額が7万7,100円以下及び小学校3年生までの範囲において第3子以降については副食費は免除としています。また、2号認定については、父母の父母の市町村民税所得割合算額が5万7,700円未満及び未就学の範囲において第3子以降については免除としております。2号認定というのは、旧保育園部門ということで理解していただければというふうに思います。

また、学校給食については、これはみなかみ町だけということではございませんが、全国的にやられていますけれども、経済的に大変な児童生徒の保護者については、必要な援助、学用品、給食費等の援助をしています。給食費については、全て保護者負担ではなく町も支出する。保護者に負担していただいているのは、要は食材費部分ということです。それ以外の施設の維持費、そこで働く給食調理員の人の人権費、そういったものは当然町が負担をしているということでございます。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） ただいま町長より、子育て支援について、るる説明がありました。援助はもちろんのこと、将来を担う子供たちへの積極的な取組については大いに評価すべきと考えております。1つの事業に特化することなく、総合的な事業展開で評価することが大切だなと、そういうふうに思っています。このことによって、移住定住、Iターン、Uターンへの期待も高まると思います。

いずれにしましても、コロナ禍の大変な状況下であります。大切な園児を預かる方々が勤める園によって、先ほどと重なりますけれども、処遇に差があってはなりません。同一内容の業務をしているのであり、重ねて申し上げますが、処遇に差があってははいけないと思います。現状、保育内容に差があるとは思えませんし、当然ないものと信じているわけですが、この部分において職員の配置数が気になるころではあります。

保護者の皆さんそれぞれに生活実態が違います。規則や原則にあまりとらわれることなく、要望に対して柔軟な対応も必要と思います。そういった声も保護者の方から多くいただいております。それには、先ほど来の質疑の中で、ある程度の職員配置に余裕があることも条件だなと思っています。先ほど減らすんじゃなくて逆に増やすんだよという、ここが出てきます。その点いかがでしょうか。職員の処遇面、保育内容等について。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 各こども園で一時保育や預かり保育、延長保育、相談事業など様々な工夫を凝らして保護者等への対応をしていただいております。また、園に在籍する園児の家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子供を対象にして、地域のニーズに応

じた多様かつ総合的な子育て支援も必要であります。質、量、両面にわたり充実させることも必要だというふうに思っております。

先ほど説明させていただきましたけれども、加配職員については、認定こども園ができて最初の頃は、やはり運営が厳しいんだという話をたくさんいただきました。その中で町が考えて、これはみなかみ町単独でこども園に補助をしている部分です。先ほど金額的には説明しましたが、そういったこともやっておりますので、ぜひそういったところで財源が余裕ができれば職員を増やしていただくとか、そういったことも考えていただければありがたいなというふうに思います。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 特に町が、繰り返しますけれども、民営化をお願いしたということに常に意識をしていただいて、町に対しては公平公正な取組をしていただくことを切にお願いをして、2問目に移りたいと思います。

2問目は、谷川岳熊穴沢避難小屋付近にトイレを設置してほしいというもので、この件については2013年9月と2015年12月の二度、当時、町議の林一彦氏より質問がされているものです。二度目の質問のときは私も町議として同席をしており、たしか私の質問の後の質問者としてこの内容を質問したと記憶をしています。そのときの回答では、当時の岸町長がその必要性を認め、早急に調査し前向きに検討するとの回答であったと承知しています。また、当時、副町長であった鬼頭町長も当然そのことは承知しているものと思いますし、2015年3月では、谷川岳エコツーリズム推進協議会にて87ページにも及ぶ谷川岳における山岳トイレ設置調査業務報告書も作成されています。

具体化に向けて進んでいたものが、なぜ計画がストップしてしまったのか伺いたいと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 谷川岳におけます山岳トイレ設置については、谷川岳エコツーリズム推進協議会が平成25年度から調査研究を行ってきました。調査の内容は、登山者等の状況、熊穴沢避難小屋付近の現状、熊穴沢避難小屋への水洗式トイレ設置の可能性について、自然地域でのトイレし尿処理の排除要件、水利用循環処理技術や非循環処理技術について、自然エネルギーの導入と留意点など22の項目の調査を行い、平成27年3月に報告書を作成しております。先ほど石坂議員がお示しいただいた報告書です。

以前の議会では、当時の町長が、まず優先して熊穴沢に山岳バイオトイレというようなもので設置することを各方面と調整したいという回答をしているというふうに認識しております。調査内容を基に現地に合った有効的なトイレ導入について研究した結果、積雪の多いことから、冬期における維持管理の方法や管理面での人的コスト、低気温による性能低下や運搬に関すること、ロープウエーの駅から熊穴沢避難小屋までの距離などを勘案し、新規の設置をするよりは肩の小屋のトイレ整備を優先して進めることの報告をいただいております。

議長（山田庄一君） 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) ちょっと重複する部分が出てくるんですけども、肩の小屋の整備は整備として喜ばしいことだと思います。それとは別に熊穴沢に設置をとということで今回は質問をしています。

また、本題に入る前に関連で伺いますが、町長は「環境力」宣言を平成20年9月に議決、町民憲章を平成21年4月に制定、ユネスコエコパークは平成29年6月に登録ということだと思いますが、それに間違いはないかと、それぞれの宣言、制定、登録の理念といえますか内容について簡潔に回答願います。

議長(山田庄一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 「みなかみ・水・環境力宣言」は平成20年9月19日に制定されたものです。本町は美しい山岳地域と利根源流地域等で形成され、貴重な自然や資源に恵まれ、人々の命を支える水や酸素の供給、二酸化炭素の吸収を行い、疲労回復、心の癒やし等、余暇の空間となったり、その自然環境に対する思いやりと感謝の念を心に刻み、自然の力と結合して万物の命を支える環境力を育てることが理念となっております。

また、みなかみ町民憲章は平成21年4月1日に制定され、全町民が共通の認識を持ち、夢と希望に満ちた活力あるみなかみ町を築くための道しるべを示すものであります。恵まれた自然と共生し、心豊かな町、歴史と文化を尊び、夢と希望に満ちた町、おもてなしの心で笑顔あふれる町、みんなで力を合わせ住みよい町、恵まれた自然と共生し、心豊かな町をつくることを基本に策定をされております。

みなかみユネスコエコパークは、平成29年6月14日にユネスコにより認定され、生態系の保全と持続可能な利活用の調和をすることで自然と人間社会の共生を目的としております。本町は日本を代表する貴重な自然が数多く残されており、この大切に守られてきた自然環境に感謝しながら、自然と人間が共生する持続可能なまちづくりを行うため、水と森を育み、それを守る、生かす、広める力を携えた人を育むことを目指しております。

議長(山田庄一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) ただいま回答がありましたが、繰り返しますけれども要約すると、「環境力」宣言においては、自然の恵みに感謝し、この山と森と川を守り続けると言っています。また、町民憲章においては、恵まれた自然と共生し、心豊かな町をつくりますとしています。また、ユネスコエコパークにおいては、自然環境に感謝しながら自然と人間が共生する持続可能なまちづくりを行うため、水と森を育み、人を育むことを目指すとしています。

こういった理念からしても、垂れ流し状態の熊穴沢避難小屋付近に早急なるトイレの設置は必要だと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長(山田庄一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 近年の国民的思考の傾向として、自然との触れ合いを求める高まりなどから登山者が増加し、特に中高年者は健康をキーワードに軽登山やトレッキングを楽しむ人たちが着実に増えております。谷川岳の登山者においても、その年の天候にも左右されますが、近年は年間約6万人を推移しております。

このような現状や、「環境力宣言」、町民憲章、ユネスコエコパークの理念からすれば、快適な登山道の維持管理は必要であるというふうに思います。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 2013年9月のとき、当時の林議員より、谷川岳の山岳環境整備、トイレ問題に真摯に向き合ってはどうかとの質問に対し、これ先ほど町長が回答した部分とダブりますけれども、環境省と国立公園計画の区域の見直し協議を進める中で、トイレの現状を把握し、設置の必要性を検証し要望していきたい。設置の費用面については、利根沼田森林管理署と連携協議を行いながら、できる限り自然環境に負荷をかけないトイレの設置につなげたいと回答しています。

2回目の質問の2015年12月にも同趣旨の回答をしています。すなわち、その間においても何ら進捗、前進がなかったということだと思います。

その後においても今日まで何の説明もなく、いたずらに時間だけ経過していた状況をどう考えるか。過去の質問時から今日までの調査した内容、先ほど来、触れている部分はありますけれども、含めて回答を願います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 谷川岳における山岳トイレ設置調査結果については、平成28年12月5日に開催されました産業観光常任委員会において、各種の調査内容を踏まえ、熊穴沢避難小屋への設置よりも肩の小屋トイレ整備を優先することの考えを報告をさせていただいております。関係者へさらに広く方向性を周知できなかったことにつきましては、おわびを申し上げます。

その後の進捗につきましては、群馬県と肩の小屋のトイレ整備について協議を重ね、平成29年度には肩の小屋の屋内トイレ整備を実施をしております。屋外トイレの増設については、今年度中に実施をする予定になっております。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 重複何回もするけれども、肩の小屋の整備は整備として必要であるし、熊穴沢は熊穴沢で垂れ流し状態にしておくことはいかなるものかだと思います。

なぜ今日までの長期間において、ただいまの調査報告を含め具体的な施策展開をしなかったかについて、大いに疑問が残るところであります。過去2回の質問で、土壌式循環トイレでし尿をきれいに浄化し、その水を便器の洗浄水として繰り返し使用するシステムや、屋久島にある携帯トイレシステム等の具体的な提案に対し、当時、山岳バイオトイレをぜひ設置するよう各方面と調整し、屋久島の例もさらに勉強し進めたいと回答していますし、既に質問以降、相当の時間も経過しているところから、その間、技術的な進歩も当然考えられるわけですが、その点について見解を伺います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 山岳トイレの技術については、担当者が自然地域トイレし尿処理技術ガイドブックや環境省の環境技術実証事業報告書からの情報の取得や、環境省等が主催する研修

会に参加し、山岳トイレの機能と管理方法などを確認をしてみました。

トイレし尿処理技術については、山岳地域等の自然地域においては、社会インフラがほとんど整備をされておるところは電力、水、輸送路などの確保について制約があることから手法が限られ、新たな技術の開発が進まないのが現状というふうにされております。

また、ある場所では良好に稼働しているし尿処理技術であっても、立地条件によっては同様な稼働が得られるとは限らないことから、個々の設置場所の詳細な条件を踏まえた上で、設置場所に適した技術の選択と設置計画が必要であるという報告がされています。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 先ほども触れましたが、過去に山岳トイレ設置に関して、議員も参加して屋久島の先進地視察を行ったと思いますが、その点について伺います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 以前に行いました先進地視察につきましては、鹿児島県屋久島町の山岳トイレを平成27年3月22日から24日の日程で議会や町、山岳関係者10名で実施をしております。屋久島には多様な形式のトイレが設置されており、運営する管理者から運用上の問題点を直接聞き取るにより、熊穴沢避難小屋に適したトイレ形式や運用形態及び携帯トイレとの併用などを検討するために行ったものであります。

屋久島での山岳トイレを調査した結果、視察団の総評として、バイオトイレについては、水分が期待するほど蒸発しないため想定よりも悪臭が強く、十分能力を発揮しないことや、汚物を攪拌する作業などに手間がかかることも報告をされております。また、簡易テント式の携帯トイレについては、景観問題と照明対策が必要とされております。

いずれの山岳トイレにも一定の課題がありまして、電力及び水の供給が可能であれば浄化槽式のトイレが有効というふうに報告をされています。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 全国各地にフィールドトイレ、土壌処理式トイレ等の設置がされているわけですが、その点の把握はされているかと。参考になるべきものの把握は当然されていると思うわけですが、その点を伺います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 全国各地の山岳トイレの設置状況ですけれども、神奈川県丹沢大山地域のトイレは洗浄水を使用しない土壌方式が採用をされています。この処理方式では利用者がトイレトーパーを持ち帰る方式で、水分を分離させる乾燥ヒーターと環境力に太陽光発電による電力を使用しております。

また、長野県上高地の前穂高山頂下岳沢小屋トイレにおいては、し尿を分離して処理する方式を取っております。分類上、簡易処理方式で、尿は特殊ますの中から活性炭、鹿沼土、黒曜石パーライトの層を流下しながら尿中の有機物やリン酸等がろ過、吸着されます。尿の処理水は最終的には浸透放流され、汚物はヘリコプターで麓へ空輸をしております。

当時の報告書では以上のような設置状況の把握がされております。これは先ほど石坂議

員がお示しになったエコツーリズム推進協議会がまとめた報告書の中での報告でございます。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 重複するかもしれないんですけども、「環境力宣言」の町、町民憲章制定の町、ユネスコエコパーク登録の町として、さらには当町は観光立町であります。その辺も含め、早急に設置する必要があると思いますが、いかがですか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 調査報告書では、熊穴沢避難小屋で採用可能なトイレ形式の候補について、水不要の生物処理方式と物理処理方式の2点が挙げられていますが、冬期間の管理に加え、動力源に太陽光発電の必要性や汚物の空輸に伴う維持管理、1日当たりの処理能力が低いため、処理能力を超えた使用時には処理が追いつかなくなるなど、課題が挙げられております。

このようなことから、設置について早急な対応ができなかったことは真摯に受け止めておりますが、今後の対応といたしましては、天神平駅から肩の小屋までトイレが設置されていないことを谷川岳ベースプラザや天神平駅、谷川岳インフォメーションセンターなどで周知し、登山者のマナー向上に努めてまいりたいと思っております。

また、肩の小屋のトイレ整備を県と連携して進めていくとともに、熊穴沢避難小屋での土壌調査を再度実施し、肩の小屋トイレ完成前後の土壌状態を比較することによって、今後の方向性を検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 谷川岳における山岳トイレ設置調査業務報告書と先ほど触れてもらいましたが、こういうものももう何年も前に出ているわけですよ。あと、1回目、2回目の質問からも7年何がし、5年何がしと経過していて、全く細かい内容がなく今日に至っているということは、今後ということ、またそれだけかかっちゃうのというふうに疑問を感じますので、その辺は注意した対応をしていただきたいと思いますけれども、その辺どうですか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほどの説明の中でもお話しをさせてもらっていますけれども、登山道にトイレを設置するということはいろんな制約があるわけです。水が確保できないとか電力が確保できないとか、そういった中でいろんな検討をしていかなければならないので、やはり非常に条件が厳しいから、設置もいろんな面で困難なことが多いということなんだと思うんです。あとは維持管理の問題もあります。そういったものでもろもろの問題が重なって、なかなか検討はされたけれども設置がされなかったということは、非常に条件が厳しいんだという私は認識でいるんです。

ですから、やはり、ないから不便だから造れと言われても、やはりそれはお金のこともありますし条件のこともありますから、それは登山者にも協力してもらうことは協力して

もらってやっていかないと、全てはなかなか皆さんの要望どおりには進まないのかなという認識でいます。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 先ほどの全国ではそういう取り組んだところがたくさんあるということをまず申し上げておきたいのと、次に、ユネスコエコパークにおいては、登録からたしか10年経過時に取り組んだ内容等について報告の義務があると聞きますが、トイレ設置の取組については大いに意味、意義があると思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ご質問のとおり、ユネスコエコパークの取組については、認定から10年で管理運営計画に基づく活動内容の報告があります。みなかみユネスコエコパークの推進においては、自然環境保全に取り組むことで、その効果は町のブランド力やイメージの向上につながるというふうに考えております。

ですから、今後も群馬県や環境省、山岳関係者などと連携を図って、山岳トイレ問題や快適な登山環境づくりに向けて研究をしていきたいというふうに思っております。

議員の皆さんにおかれましても、提言を含め、ご協力いただければ大変ありがたいと思います。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） そうすると、ユネスコエコパークの理念においても、大いにトイレの設置については意味、意義はあるんだよという理解はしていただいたということで解釈したいと思います。

それと、先ほど町長が話しておりましたけれども、報告の部分について、活動内容ということなのですが、もう少し具体的に、どんなことを報告するのか教えていただければと思うんですけども。

議長（山田庄一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 林 市治君登壇）

総合戦略課長（林 市治君） お答えします。

みなかみユネスコエコパーク登録に際して、既に管理運営計画というのを策定して登録をされています。ほかの地域ですと登録を受けてから策定しているようなところもあるんですけども、みなかみ町は既に管理運営計画策定しておりますので、この計画に基づいた活動というものを10年取り組んだ評価としてまとめて、あとはいろいろ山岳部分、里山部分とか、そういったところの生態系の調査などもしています。そういったものを含めて報告等するというところで取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 具体的な内容はちょっといまいつかめないんですけども、肩の小屋のト

ポイント、歩数に応じてポイントを例えば付与する。そんなにウォーキングで健康でいたい、健康を維持しようとしている方が、そんなに大きな何かを求めることはないと思うんですよ。恐らく1万ポイントで例えば100ポイントとかそれ以下でも、いわゆる歩く、自分にとっていいことであっても、ちりも積もれば山となる。

そして、私がこの質問をする根底にあるのは、やはり登録しているのが町内の小売業者だ、商店、事業者だという、そこなんですよね。やはりポイントをためれば、大きないろいろなスーパー、町外の大型店に行ってもよしですけども、やはり町内でそのカードでポイントがたまることによって町内のお店に行くきっかけになる。1,000円があれば、1,000円未満を買う人はいませんから、1,000円以上買ってそのポイントを消化、消費しようという方がほとんどだと思います。

ですから、町内の経済、小売業者が今これだけ困窮している大変な状況を鑑みた点においても、やはりポイントを何かの形で健康づくりの歩数でポイントをくれて、それをいわゆるたまったらトイレットペーパーを買おうとか、洗剤を買おうとか、食材の足しにしようという形で近所のお店で使っていただける。そのことによって町内の経済がうまく回ってもらい、経済に貢献できるという思いもあります。また、健康でいるということは、医療費の抑制にももちろんつながる、拡大解釈すればそういう意味にもつながるわけであります。

いずれにせよ、子育て健康課で今健康づくりポイント制度を実施していますが、これをこういう健康づくりで歩数なんかでそれをポイントを付与する、いわゆるその事業の拡充ですよね、この質問の趣旨は。群馬県においても、G-WALK+ということでやはり取り組むらしいんですけども、町にはせっかくそういう町独自のカードがあるんですから、ポイントカードがあるんですから、それを有効に使う手段はないと思います。その点について、町長の所信をお尋ねいたします。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） まず、MINAKAMI HEART Payについてご理解いただいて大変ありがとうございます。地域通貨ということで、みなかみ町でしか使用できないポイント制度になっておりますので、ぜひ町民の皆さんに使っていただければ大変ありがたいというふうに思っています。

当初、町では、MINAKAMI HEART Payの普及をさせるにはどうしたらいいかということでいろいろ考えさせていただいて、いろんな健診の促進もありますし、そういったのに参加していただいた町民の皆さんにはポイントを付与して、自分の健康づくりに取り組むきっかけやその習慣化を支援できたらということで、併せて各種の健診の受診時や健康づくりに関する教室やイベントに参加した際にポイントを付与する制度を実施しております。

具体的な内容としては、個々の特定健診をはじめとする11の事業の各検診受診ごとに20ポイント、また、健康教室では教室参加1回につき20ポイント、参加回数を積み重ねるとボーナスポイントも付与されるようになっております。また、今年度から禁煙外来

治療費の一部も助成しますが、さらに禁煙を継続した場合、健康づくりポイントも付与することとしております。

また、ウォーキングに歩数に応じたポイントを付与したらどうだという阿部議員のご提案ですけれども、コロナ禍の中で運動不足解消のウォーキング等の取組は、健康維持には非常にいいことだというふうに思っています。

群馬県で、県民の健康づくりの取組にポイントを付与するぐんま健康ポイント制度「G-WALK+」が6月1日に、今日ですね、リリースされます。内容としては、スマホを持ち歩くだけで歩数を自動記録、バーチャルウォーキングコース配信等を予定しているようでございます。保険者努力者支援事業ポイントにも関与することなので、町が何ができるか検討して、現在実施している健康づくりポイント制度と連携を図っていき、できることから実施したいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） いろいろ今の現状の説明もいただきました。町長の答弁の中で、いいことだというご発言がありました。いいことだったらやってもらいたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

そしてまた、これによってやはり歩いたり体を動かすことは、恐らく皆さん主治医の方にも、ちょっと運動不足だから歩いてくださいよとか、恐らくそういう指導を受けるんだと思います。悪いことはないと思うんですよ、歩いたり、軽いジョギングなんかというのは。

ぜひ、群馬県は群馬県でG-WALK+ですか、これは成功するかどうかは別にしても、それとは別で、町はせっかくそういうシステムあるわけですから、ぜひ多くの町民の方に老若男女問わず持っていただいて、歩けばポイントがたまるんだよ、そうしたら、どこへ行って、1か月か2か月、3か月、何か月でも時間かかってもいいですから、ポイントがたまったら、ご近所だったり町内のお店でそのポイントでお買物をしていただく。そのお店にふだん行かなくても、行くことが1つのきっかけになることによって、またそういう何回もためたら、また行こうというような気持ちになっていただく可能性があるんだと思います。医療費の抑制にも大きな目で視点で考えればつながるのではないかというふうに思います。

そこで、今、子育て健康課でやっている健康づくりポイント制度なんですけれども、その実績ってどのくらいあるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（山田庄一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

令和2年度ですが、年度の途中でシステムが切り替わったため、令和2年10月から令和3年3月の実績となります。利用回数は343回、利用実質人数は166人、ポイント付与合計は1万2,900ポイント、その中でボーナスポイント付与が100ポイントの方が11人、300ポイントの方が5人となっております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） ですから、これだけの人数、まだ認識は少ないという認識かなというふうな気はするんですけども、やはりそこに歩数なり、運動するウォーキングなんかの歩数でポイントということだと、もう少し期待ができる可能性はありますよね。悪いことはないと思うし、よく皆さんがおっしゃる費用対効果と言いますけれども、経費的にはそれは事務方は大変かと存じますけれども、そんなにかからないで健康でいていただけるということで、群馬県も始めるからどうのこうのじゃなくて、連携できるほうがそれは有利だったら連携すればいい部分もありますけれども、町独自でやっぱり健康で皆さんにいてくださいよ、歩くことは悪いことじゃないですよという健康づくりのまちづくりも町の1つの目的でもあると思います。

ぜひ、いいことはやっていただきたいし、経費もかからないということも考えて、経費もそんなに抑えてできる事業だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますし、また、スマホを持っていない方なんかに対する対応の仕方なんかもまだちょっと検討しなければならぬ部分もあるかもしれませんけれども、その辺はこれから煮詰めていただきたいと思ひます。そういう形で、できることからやっていただけるということで理解をさせていただきたいと思ひます。

次に、これも高齢者の方、健康でいていただきたいという思ひの中からの質問で、コロナ禍において非常に自宅で過ごす時間が長くなってきています。たとえ高齢者といってワクチンを打ったとしても、やはりなかなか外に出るのは控えようという形で、家庭内で時間を過ごす方が多いんだと思ひます。

今年の夏がどういふ夏になるかは別にしても、やはり夏というのは暑い、猛暑になるか酷暑になるかということで、昔、我々が小さい頃というのは30度になれば暑いなという時代、環境でした、気候環境だったんですけども、今は35度、36度というように非常に高温な日常を過ごす時間が長くなっております。それで、なおかつ家庭内で過ごすということで、高齢者の熱中症対策の一環として、ほとんどのご家庭の方がエアコンは設置されているのかなと思ひます。昨年度の定額給付金の10万円、それでエアコンを入れたんだ、欲しかったけれども、10万円もらったので設置できたよという方もおりました。

ぜひ高齢者の方の熱中症防止のためにも、エアコンの未設置のご家庭がエアコンを設置するときに、町独自として何らかの助成事業を創設してはどうかという質問であります。もちろんエアコンの冷風が体に合わないという高齢者の方もいることは承知してはいますが、やはり室内の温度を、うまく使えば非常に効果はある。今のエアコンは性能も結構いいように伺っておりますので、ぜひそういう事業を創設していただければなと思ひます。

年間といつても、そんなに莫大な数の恐らく申込みというのではないんだと思ひますよ。ほとんどの方、ご家庭が入っているというのは、我々も田舎のほうで緑が多いところのうちがあるんですけども、やはりそういう地域においても、やはりもうこの毎年の酷暑を考えると、年寄りもいるからということで設置したお宅が結構多く見受けられていますの

で、しかしながら、なかなか設置には踏み切れないという方がいたとするならば、やはりそういう補助事業みたいな形で町から助成があるということによって、設置しようという動きになればいいなというふうに思っていますので、端的に町長の所信、この質問に対しての所信をお伺いいたします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための群馬県まん延防止等重点措置が適用され、措置区域内及び措置区域外の本町においても、生活に必要な場合を除いて日中も含め不要不急の外出や移動が自粛され、今後の見通しが見えない状況であります。

高齢者においても自宅で過ごす時間が長くなっていて、健康面や、これから夏になり熱中症も心配をされているところです。運動不足で水分をためられる筋肉が減り、脱水症状が出やすい状況になります。マスクをつけると熱が籠もり、口の中が湿って喉の渇きを感じにくくなったり、トイレに行くのが面倒で水を飲む回数を減らしてしまうことも熱中症を高める一因となりますので、意識して水分補給に心がけなくてはいけないというふうに思っています。また、議員ご指摘のように、エアコンを適度に使用することも有効であるというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） 有効であるものを設置するのに助成事業みたいなのを設置する考えはありますかとこのクエスチョンでお願いしたいと思えます。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） この質問をきっかけに県内の状況を調べさせていただきました。令和2年、昨年度から前橋市、大泉町が導入をしているようです。また、利根沼田ではこういった助成をしているところはないようです。

しかし、みなかみでも30度を超えるような日中の気温が上がるのが夏場には数日間ありますので、今、生活保護の世帯については一定の下で扶助できることになっています。しかし、それ以外の高齢者世帯に対するエアコンの設置助成につきましては、先ほども言いましたように、令和2年度から県内の前橋、大泉で補助制度を導入することがありますので、制度導入に向けて研究をしてまいりたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） 前橋市はもちろん、大泉もそうですけれども、県外では相当数の自治体ももうこういう事業を創設しています。もちろん生活保護世帯はもちろんですけれども、要件の線引き、ほかの県外の自治体なんかを見ると、65歳以上、非課税世帯だったりとか、あと上限の金額が3万何千円から10万円までという幅は広いんですけれども。

やっぱり必要、欲しいんだけど入れられないというご家庭もあるわけなんです。そういう方に、例えば10万円かかるんなら、そのうちの3分の2とかそういう形の助成をして、エアコンを上手に使って暑い夏を乗り越えてもらうような。そんなに経費、それ何百台も申し込む人は、恐らく10台もあるかなしだと思えますよ。そのくらいだった

ら、5万円としたって10台で50万円、ざっとですよ、家庭で、金額は決めているわけじゃないけれども。要件もこれから煮詰めればいい話なので。

だとするならば、入れようと思っている方にとっては、設置しようと思っている方には喜ばれるんだと思うし、研究という、他の自治体と比較して事業をまたつくるつもりもないと思っているんですけれども、独自でやっぱり考えられるんじゃないかなと思うんですけれども、町長、その辺の所信を、考えを。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） この話が私も知ったのは、阿部賢一議員の一般質問の通告を見て、ああ、こういうことやっているところもあるんだという程度の認識だったので、やはり制度設計をしなければならないということもありますし、予算措置もしなければならないということもありますので、今年度中にそういった研究をして、来年度に向けて研究をしていきたいということでございます。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） もちろん制度設計をするには時間もかかるし、行政がやることですから、すぐというわけにはいかないだと思いますし、財源も絡むことですけれども、費用対効果を考えれば、そんなに何百台とかということ想定、恐らくそうはないと思うし、また要件を、逆に要件だと思うんですよ。例えばもう既設の、入替えは駄目だったりとかという自治体もありますし、例えば高齢者が1人、65歳以上の人が家庭内に1人いればいい自治体もあれば、老々世帯のみとか、また所得とか非課税とかにこだわらない自治体もあれば、いろいろなやり方、そういう部分を。

ただ、緩いほうが私はいいと思う。締めつけない、ある程度広く多くの方に設置してもらおうような、そういう事業内容がいいと思うし、また、考え方の一つとして、町内業者、町内の経済を循環させると思えば、そういう、大型店が今テレビCMでやっている某大手電機メーカーさんとか、いろいろな新聞とかテレビCMでやっているメーカーなんかよりも、できればもし町の補助金、助成金がそこに絡むのであれば、やはり地元にもそういうちゃんとした業者さんがいるわけですから、それで、その後々のメンテなんかも、やっぱり地元で電気屋さんがいれば、高齢者の方なんか、電話1本で来てもらって全部メンテしてもらえたほうが安心だと思うので、できれば、例えば地元業者だったらという差があるなしはこれから検討すればいい話ですけれども、そういう部分も1つの課題といいますか、考える1つの要点になるのかと思います。

今日質問した2点は、町民の皆さんから、こんな事業がお金もかからなくて、こんなことがあったらいいよねという的な質問を1問目。2問目については多少お金がかかるんですけれども、暑い夏を健康で高齢者の方に過ごして夏を乗り切っていただきたい。いずれにせよ、2本とも健康維持、そして健康づくりということで町の全体の大変大きな、少子高齢化の町ですから、医療費の抑制にも、こういうことによって少しでも抑制されたいいなという願いも込めて質問をさせていただいています。

やはり身近なそういう意見もこういう形で政策提言していくのも一般質問の機会だとい

うふうに私は認識しております。それぞれの事業をまたいろいろ検証する機会にも、こういう機会ですべていただきたいと思いますし、町民のためになる、そして町民が健康でいていただける、それで高齢者の方は今までこの町を、いろいろな時代があったと思うんですけれども、この地域、ふるさとを支えてくれてきた人で、恐らく義務もみんな果たしていると思うんですよ。ですから、そういう方々に目を向けて、日陰をつくらないためにも、ぜひそういう弱い立場の方にも目を向けて、エアコンの設置だったりを事業をぜひ調査研究していただいて、形に、政策にしていきたいと思います。

そして、なおかつ、1問目の質問というのは子育て健康課が窓口になろうかと思うんですけれども、やはり簡単なことで、歩くことというのは、普通に健康体で維持しようと思う方は簡単なことだと思うんですよ、歩いて。そういう機会、きっかけ、そして、やっぱりまた歩くことによって、地元のふだん車でぶーっと通っているところを歩くことによって、またそこの地元のよさというものもきっと気づくところがあると思うんですよ。やはり昭和の時代というのは小学生から中学生まで、我々の時代なんかそうなんですけれども、やっぱり歩いて学校まで行くわけですよ。今、スクールバスでという範囲が広がっていますけれども、歩くことによって健康体で足も鍛えられたり、またいろいろな自然体験も自然とできたというような記憶があります。

やはり健康であるために、せっかくのこのカードと連携してポイント、そして、とにかく疲弊している町内のそういう小売業者の方のお店に行くきっかけづくりにもなるということで質問をさせていただきました。

ぜひとも、1問目はできることからやっていただける、2問目のエアコン設置はいろいろ調査研究して、来年度に向けて事業創設に努めるという理解でよろしいかと思うんですけれども、確認を含めて。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 来年度どうするということじゃなくて、来年度に向けて研究をさせていただきますということでお願いをしたいと思います。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） ぜひそういう形で取り組んでいただくよう、よろしくをお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（山田庄一君） これにて、13番阿部賢一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開を午後1時とします。

（11時40分 休憩）

（13時00分 再開）

議長（山田庄一君） 午前中に引き続き会議を再開いたします。

通告順序3 6番 窪田金嘉 1. 地方創生を考える

議長（山田庄一君） 一般質問を行います。

6番窪田金嘉君の質問を許可いたします。

窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は議員になりまして、はや2年と10か月になりました。本当に月日がたつのが早く、議員生活のほとんどがコロナ騒動に振り回されました。その間、みなかみ町は人口減少が加速し、基幹産業の観光業と農業が衰退の一途をたどっています。

この流れを止めたいと考え、地方創生課新設を3月の一般質問でさせていただきました。町長の答弁は、全庁で取り組む課題で、1つの課で取り組む問題ではないとの内容でした。地方創生に関する考えは、私と町長では少し隔たりがあると感じていました。

ところが、突然、地方創生室が誕生しました。驚きと喜びが入り交じり、地方創生への取組が楽しみになってきました。そこで、今回は地方創生についてご質問をしたいと思っております。

新設された地方創生室が切り込み隊長になっていただいて、みなかみ町の地方創生が前に進めることができるとしたら、とてもうれしいことです。やっと焦点が定まった感があります。

地方創生の考えをお聞きする前に、ぜひともお聞きしたいことが2つほどありまして、前から本当に気になってきたことなのですが、1つ目が地域おこし企業人というものです。私も企業人なので、地域おこし企業人に大変興味を持っております。この名称は現在変更されています。地域活性化企業人です。

そこでお聞きします。地域活性化企業人は、地元の会社経営者であり、しかもこの厳しい経済状況下において町内で頑張っているとしたら、この経営者は地域活性化企業人になれるかということです。よろしくお願いします。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 窪田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

地域おこし企業人制度は、令和3年度、制度を一新し、地域活性化企業人制度として創設をされました。その趣旨は、我が国は人口減少時代に突入しており、この状況が続けば将来的に経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、深刻な事態になるといった認識を官民間わらず共有し、的確な政策を地域全体で展開していくことが重要であります。

こうした中で、地方圏への人の流れを創出することに向けて、三大都市圏に所在する企業等の社員が地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事することで、地方自治体にとって、例えばマーケティング技術を生かした観光客の誘客や特産品の販売開拓、企業

のノウハウを生かした地域中小企業支援や中心市街地活性化の実施、専門的な知識を生かしたデジタル化の推進など、企業で培われた人脈やノウハウを生かしながら地域の活性化の取組を効果的、効率的に展開することができるため、有効な方策と考えられております。三大都市圏とは、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、岐阜県・愛知県・三重県、京都府・大阪府・兵庫県及び奈良県の区域をいいます。

また、企業にとっても、社員の人材育成や地方圏との人的交流のみならず、企業における社会貢献を新しい形で果たすとともに、経験豊富なシニア人材への新たなライフステージの提供などにもつながるといふように言われております。

制度の概要ですけれども、三大都市圏に在住する企業等の社員がそのノウハウや知見を生かし、一定期間、地方自治体において、地方独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安心・安全につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して地方圏への人の流れを創出するものです。地域活性化企業人の対象は、三大都市圏に所在する企業等の社員であります。

ご質問の地元会社経営者は、その地元が三大都市圏でなければ当該制度の対象にはならないというふうに思います。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） ちなみに私、東京に会社を持っていまして、取締役もやっているんです。そうすると対象内ですか、対象外ですか。対象外かな。いや、別にいいです。時間来るからあとでいいです。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 対象外です。

6番（窪田金嘉君） 対象外ですか。分かりました。

次の、じゃ、質問に入ります。ちょっと残念ですけれども、次の質問に入ります。

町長には以前、「観光立国の正体」の本をお渡しした、覚えていますか。その中に、消滅可能性新幹線沿線の人口減少ワースト1が熱海、ナンバー2がみなかみと書いてあります。これは225ページに書いてあるんです。この本は副町長も総合戦略課の課長も読んでいましたよね。僕は非常に勉強になりました。その後、熱海は復活を遂げまして、みなかみ町の観光業は今、風前の灯火とは言わないけれども厳しい状況下であります。

熱海の復活については、地元の出身で都立大学を卒業してIBMに勤めた経験のある市来広一郎という人が「熱海の奇跡」という本を出版した。これを見れば、熱海がどう復活したかが書かれています。みなかみ町にはそういう人材がいまだ出てきていないのがちょっと寂しいなというふうに感じております。

そこで質問なんですが、地域活性化伝道師という派遣制度が令和元年から始まりました。地域活性化伝道師は386人程度いるんです。名簿を見ますと、来ていただきたい、お呼びしたいという方が何人かいるんです。町長は誰をお呼びになりたいかなと思っておりますが、私はまず、山田桂一郎氏。この人は観光カリスマと呼ばれまして、スイスのツェルマットで拠点を置いて活動しています。ですから、利根商の運営をちょっと聞くと面白

いかなとちょっと思っているんです。次に、世直し法人というのがありまして、青山社中株式会社、朝比奈一郎、この人。それから、地域再生事業家、木下斉氏。この人たちを呼んでみたいと思っています。地域再生伝道師ではちょっとないと思うんですが、地域エコノミストの藻谷浩介氏。この人たちを呼んでみたいと思うんですが、藻谷さんは「デフレの正体」を書いた人です。ちょっと呼んでみたいと思うんですが、町長、どうお考えですか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） いろんな人の名前が出てきたんですけども、まずは地域活性化伝道師について話をさせていただきます。

この派遣制度は、地域活性化に向けた取組を行う地域を支援するため、地域おこしのスペシャリストを紹介し、指導、助言などを行うもので、内閣府が平成22年に創設した制度です。活用方法は、自治体等が課題解決の取組に適した伝道師を選び、任意に招聘し相談を行う場合と、当該制度の事務局、内閣府地方創生推進事務局が総合コンサルティング支援の一環として取組熟度が相当高く支援する意義が特に高いと判断された場合は、伝道師を当該地域へ派遣することがあります。伝道師は令和3年4月1日現在、ちょっと窪田議員のおっしゃった数字と違いますが、393名が登録されております。

なお、令和2年度の総合コンサルティング支援の実績は、観光、交流などがテーマの全国の4市町村に4名を派遣しているようです。

町の様々な課題の解決のため、当該制度を活用したほうが有効と判断した場合は、積極的に活用したいというふうに思っています。

なお、平成27年のときから町の第1期総合戦略の策定やその推進にご尽力をいただいた田村秀様には、引き続き豊富な行政経験と知見を町のさらなる活性化のために、本年度から政策アドバイザーとしてお力添えをいただけることになっております。

先ほど最後に出ました藻谷浩介さん、何年か前にみなかみ町で招聘して講演をしていただいたことがあります。やはり特に地方の衰退をいろいろ心配して、データ的に説明をしていただいたような覚えがございます。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） ぜひとも私も呼んでいただいて、勉強したいと思っています。よろしくお願い致します。

次は、今の2つはちょっと気になったのでお聞きしたんですけども、私は地方創生室が創設されたことを非常にうれしく思っておりまして、あえてお聞きしたいんです。地方創生室を立ち上げたきっかけは何なのかというのを聞いてみたいと思っております、よろしくお願い致します。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地方創生の推進には、町以外の多様な主体との協力、連携が必要と考えています。これは前から言っているとおりなんですけれども、多くの地方自治体で、地域の課題解決や地域の活性化のために包括連携協定等を締結している事例が見受けられます。み

なかみ町も、JRとかいろんなどころと包括連携協定を結んでいろいろ事業を進めていますけれども。

これまでもまちづくり基本条例を制定し、当町独自に地域との協働に取り組んできました。現状の社会情勢等に鑑み、町も地域づくり及び地域の活性化を一緒になって考え、汗をかくてくれる多様な主体と協力、連携を強化していくために、本年度から総合戦略課の戦略推進室とエコパーク推進室及び企画調整係を統合し、地方創生室を設置しました。

地方創生室は7名体制で、第2期総合戦略に掲げられた事業の具現化に役場職員の扇の要役として取り組んでまいりたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） まさに、よくぞ地方創生室を新設してくれたと本当に感謝しております。それはなぜかといいますと、私の住んでいる地域の現状があまりにもひどくて、そこで地方創生室をつくってもらいたいという気持ちがありましたので質問をしたんですが、地方創生はどちらかというと、人口減少という数値を基に、視点で戦略を組み立てているところがあるんです。

その数値ということを考えますと、非常に猿ヶ京区は、ご存じだと思うんですけども、すごい状況でございまして、猿ヶ京区は所帯数255、人口が551人、3月現在なんですけれども。ここで新治小学校に入った子が1年生が1人なんですよ、男の子。全体では20人で、男の子が8人、女の子が12人と聞いているんです。つまり、猿ヶ京区で子育てをしている家庭が少ないということ、これは現実的には、猿ヶ京温泉は消滅の危機にさらされているということの意味しているんです。この子が18歳になって、12年後に働いて税金を納めるとしたら、猿ヶ京区でこの世代の12年後の子は1人ということになるんです。男の子なんですけれども、両親が猿ヶ京出身じゃないんです。ですから、よそからお見えになったご夫婦で、このご夫婦がまたどこかへ転勤するなり辞めて出ていっちゃうと、この世代の納税者は猿ヶ京区には一人もいないということになるんです。12年後ですよ。

この辺がものすごく住んでいて気になることとございまして、新治小学校20人入ったと。そうすると、新治小学校は新治地区ですから6,000人弱ぐらいいるわけですが、人口が。そこで20人ですよ。これ末期的症状のような気がするんです。だから、みなかみ全体をそういうふうに思いたくないんです。目つぶっているわけじゃないんですけれども、10年後の自主財源どうするのかと今から心配しちゃうんです。

私は前回、2040年問題についてお聞きしたと思うんです。この状態でいくと、みなかみ町は2030年、増田レポートにあるように、消滅都市になりかねないと思っているんです。あと9年です。この間、高齢者は、私も含めてですけども、この世にいないと思うんです。時間がほとんどというほどないと思いますし、本当にこの地方創生室には期待しているんです。

これからちょっと微調整、地方創生という考え方の微調整をしたいと思って、ちょっとくどいんですけども、許していただければと思うんですが、地方創生の地方とは、もしく

は誰を指しているのかという、ここでボタンの掛け違いがあると次の質問からちょっとつらいので、できればぴたっと合いたいなと思っているんですけども、いかがですか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地方の定義としては、首都圏以外の土地や、中央に対する対義語をいうんだと思うんです。また、内閣府では東京圏以外を地方と定義しているようです。一般的には地方自治体を意味するようです。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） よかったです。みなかみ町ということですよ。ほかの答えを出してもらって、次もうやめちゃおうかなというぐらいピントがずれちゃうので、安心しました。

じゃ、次の質問。

地方創生なので、創生という意味をちょっとすみませんけれども教えていただけませんか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 創生を辞書で調べますと、つくり出すこと、初めて生み出すこと、初めてつくることとあるようです。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） これもぴたんこ合ってよかったです。つまり、地方創生とは、みなかみ町が実現に向けて初めてつくる事業、初めて生み出す事業ということになりますよね。

それでは、何をつくり、何を生み出すかなんですが、この創生という言葉にはSDGsがちょっと関係してきますし、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現、まさに創生なんです。

この観点から地方創生を考えてみますと、みなかみ町が従前とは違う初めてのことを実施していく、あるいは他の自治体と違う初めてのことに取り組んでいくというふうにつまえることができます。すなわち、自治体の政策にイノベーション、つまり革新、新機軸を創出する活動と言えらると思います。地方創生室が地方踏襲や地方模倣となるのではなくて、1つの政策だけでも意識的に初めてやっていく、もしくは他の自治体とは違うことをやっていく視点で企画立案していただきたいと考えています。SDGsを踏まえて、みなかみ町の特性を生かした地方創生を考えていただければと思っております。とても期待しております。

そこで質問です。地方創生室が今後、政策立案していくことは、初めてつくること、初めて生み出すことが地方創生の考え方となるわけですが、最初に地方創生の意味をお聞きしなければなりません。

というのは、私はちょっと難しく感じているんですが、町長、地域活性化と地方創生は同じ意味合いだと思いますか。車の両輪ではあるんです。ですけども、地域活性化は地域再生法の下に地域再生制度というのが策定されています、そこに6項目ばかりあるんですが、私が申請している地域再生推進法人は、地域再生を後押しする仕組みという部分に

入っているんです。これ21ページに書いてあるんです。

一方、地方創生は、まち・ひと・しごと創生法の下に4つの基本目標と2つの横断的な目標がまち・ひと・しごと創生総合戦略に取り上げられているんです。特に注目するのは、横断的な目標、2番目なんですけれども、新しい時代の流れを力にするという項目が追加されているんです。この項目が創生の意味が込められていると思っているんです。

地方創生の意味が不明確な状態で進めることは、ゴールを決めないでマラソンのレースを開始するようなものですから、最初にボタンの掛け違えないようにしておくことがとても大切だと思っているので、せっかく地方創生室を創設されたので、あえて地方創生の意味とは何かをお聞きしようかと思っているんです。よろしくをお願いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地方創生の意味ということなんですけれども、先ほど来、窪田議員がおっしゃっているとおり、やはり地方創生を考えると、地方自治体が従前と違う初めてのことを実施していく、あるいは他の自治体と違う初めてのことに取り組んでいくという意味ではないかというふうに思います。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 確認の意味でちょっと聞いたんですけれども、すみません。

その次にお聞きしたいことは、新しいことをチャレンジするとか他の地域と異なる初めての取組を生み出すという考え方なんですけど、ちょっと随分抽象的な表現で理解ややしにくいです。

そこで、私は質問したいのは、その意味をお聞きしましたが、地方創生において法が目指すゴール地点は何だというふうに思ったんです。それをちょっとお聞きしようかなと思ったんです。法が目指すゴール地点は何だと思えますか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地方創生の法が目指すゴール地点は何かというご質問なんですけれども、みなかみ町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口ビジョンと総合戦略を定めています。

人口ビジョンでは、人口減少の傾向にありますけど、将来的に人口構造を安定させることを目指しております。自然動態では将来的に人口を長期的に一定に保てる水準の合計特殊出生率を目指すとともに、現状で大幅な転出超過となっているゼロ歳から39歳の社会動態に近い将来ゼロとし、その後、若干のプラスに転じさせることを目標としています。

総合戦略では、基本目標の1「「みなかみユネスコエコパーク」の理念と豊かな森林の恵みを活かした持続可能なまちをつくる」や、基本目標の2「地場産業を振興させ、魅力的で安定した雇用を創出する」など、4つの目標を掲げております。

地方創生の大きな意味でのゴールは、人口減少の克服と地域経済の活性化というふうに考えています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 地方創生の法が目指すゴール地点は何かと聞いているんですが、私は、それ

は町の総合戦略の話、書いてある内容ですよ。その前に、まち・ひと・しごと創生法の第1条じゃないんですか、目標、要は。この第1条があって今の話があるんじゃないですかと僕は思うんですが。

そこで、そういうように、ちょっとなかなか地方創生って難しいんです。質問なんですけれども、まずは教科書的にお話ししますと、創生の今言ったように法的根拠はまち・ひと・しごと創生法です。第1条を読んだんですが、まち・ひと・しごと創生法を読んで、何となく理解できたような、できないようなという感想を私は持ったんです。まち・ひと・しごと創生法の第1条を読んだだけでは、地方創生のゴール地点が私は明確に見えてこなかったんです。それは何かということの後でちょっとお話ししたいと思うんですけれども、まち・ひと・しごと創生の説明をしてほしいという質問だけでも、やめますか。どうしましょう。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） そういった問題を一般質問でやるのはどうかなという気がしているんですけれども、せっかく答弁も用意していますので、答弁させてもらいますけれども。

創生法第1条が理解しにくいということなので、その条文をちょっと読ませていただきます。

6番（窪田金嘉君） いや、いいです。第1条を読むんですよね。まち・ひと・しごと創生法の第1条を読まれるわけですよ。

議長（山田庄一君） 窪田君。町長が今答弁しています。

6番（窪田金嘉君） すみません。

町長（鬼頭春二君） この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過密の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することが重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とするというふうにあります。

法律ということから抽象的な表現も用いられ、正直なところ理解しにくい条文ではありますが、それでも「人口減少に歯止めをかける」や「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること」の記述から、先ほどゴール地点は何かと問われた人口減少の克服と地域経済の活性化が目的であるというふうに考えられると思います。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 私が理解ちょっとしにくいのは、今読まれた中で人口減少に「歯止めをかけ

る」と読まれましたよね。地方創生のホームページには人口減少を「克服」と書いてあるんです。「克服」というのは人口減少の現実を受け止める意味が込められている、私はそう思っています。人口減少に「歯止めをかける」というのは、縮減社会とか縮小社会は考えに含まれていないと私は理解しているんです。この違いにすごく戸惑っています。

地方創生室が人口減少に対して「克服」するのか、もしくは「歯止めをかける」のか、どちらの考え方で進めるかが政策の大きな分かれ道になると私は思っています。

それで、たしか町長は「歯止めをかける」という言葉で言ったんですが、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略では町長の挨拶の中に「克服」と書いてあるんです。

そこでちょっと質問入りますが、この私の疑問は、「克服」「歯止めをかける」の違いが進むべき方向性を変える可能性が出てくると思っています、そのために地方創生の目的をしっかりと見据える必要があると思っています。再度、地方創生の目的は何かというのを聞いているのはそこなんです。町長も第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略で「克服」と言われていますので、私も「歯止めをかける」よりは町長の挨拶のとおり「克服」のほうが選択肢が広いように私は感じているんです。これがやっぱり地方創生室が挑む課題、まず課題じゃないかと思っているんですが、いかがですか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） やはり先ほどの質問でまち・ひと・しごと創生法第1条の理解の中で述べたとおり、窪田議員のおっしゃるとおり、人口減少の克服と地域経済の活性化が目的だというふうに考えます。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） やっぱりまちをつくっていくのに「克服」のほうが、人口減少を「克服」したほうが政策を立てやすいと思うんです。食い止めるということは僕はできないと思うんです、この流れを。それより「克服」のほうが広がりがあるって解決しやすいかなというふうに思っています。

次の質問なんですが、この目的を共有しながら、地方自治体の責務とは何でしょうかという、町長の責務でもあるんですけれども、地方創生室の責務とも言えるんです。よろしくお願いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） まち・ひと・しごと創生法第4条のとおり、まち・ひと・しごと創生に関し、町が実施すべき施策として、地域の実情に応じた自主的な施策を策定し実施することについては、町には責任と義務があります、また果たさなければならない務めがありますというふうに理解しています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） そのとおりで、「自主的な」という言葉がとても僕、重要だと思っています。それから「実施する責務を有する」、ここも物すごく重たい言葉だと僕は思っています。ですから、なかなかでも、実施するって自治体、なかなか課題としてはしにくい、やりに

くい感じかなと僕は感じているんです。それは我々みたいな民間の人間も加わったほうがやりやすいのかなというふうにも感じています。

次の質問です。国は地方創生のホームページで、人口急減、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対して、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目的として設立されましたというふうに書いてあるんです。この「特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生」ということですが、「特徴を生かした」、このみなかみ町の特徴は、みんな大体頭の中で分かっているんですけども、あえてお聞きします。

それから、もう一つ、「自律的で持続的な社会を創生」とは、みなかみ町は「自律的で持続的な社会」をどのように創生していくのか。それも、初めて生み出すこと、初めてつくることを前提の下に、SDGsを視野に入れてつくり上げていくのが地方創生なんです。本当にこの地方創生は難しく僕は感じています。その実現をするのが今回できた地方創生室だと思っているんです。よろしくお祈いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） みなかみ町は、利根川の源流の町として、人と自然が共に生きていく社会の世界的なモデル地域である、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が認めてくれたエリアです。町はこの価値を最大限に守り、生かし、広める取組をまちづくりの理念に掲げて取り組んでおります。「特徴を生かした」とは、みなかみユネスコエコパークの価値をさらに高めるまちづくりというふうに考えています。

また、「自律的で持続的な社会」をどのように町として取り組むかは、第2次総合計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に定めた事項を町が主体となって町以外の多様な主体との協力、連携しながら、持続可能なまちづくりのため、地場産業等の振興を支援するなどして一層の経済活動を推進してまいります。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 特徴を生かしたのがユネスコエコパーク。ちょっとこの辺は素朴な疑問なんですけれども、何でユネスコエコパーク推進室がなくなっちゃったのかな。あったほうがよかったかなというふうに思うんですけれども。これは余談です。

次の質問に移ります。これは提案なんですけれども、内閣府地方創生室主催で地方創生政策アイデアコンテスト2020年というのが開催されたんです。地方創生室も新設されたわけですから、RESAS——地域経済分析システムなんですけれども、を活用した地域課題の分析を踏まえて、地域を元気にするようなみなかみ町地方創生政策アイデアコンテストなんていう企画はどんなものでしょうか。やっていただけるとうれしいなと思うんですけれども。よろしくお祈いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） RESASというのは、経済産業省と内閣官房、まち・ひと・しごと創生本部が提供する地域経済分析システムで、地方創生の様々な取組を情報面から支援するものです。

RESASは、町の総合戦略の策定において、将来人口の推計や年齢別の移動率の推移などに一部活用しておりますが、他の計画等ではあまり利用されていない状況です。ウェブ上で利用できるRESASはデータが大量のため、動作が重く、利用しにくい点もありますが、RESASを活用した事例もホームページ等で確認できますので、今後、RESASについて研究するとともに、新たな施策や計画等に生かしていければと考えています。

RESASを活用した地方創生政策アイデアコンテストの企画をしてはどうかとご質問ですけれども、町としても、RESASの活用の研究を進めながらコンテストを実施することが他の事業と比較して優先順位が高いと考えられる場合には、改めて検討していきたいというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） できればお願いしたいなと思います。

次の質問、残り少なくなりましたが、待ちに待った地方創生室が創設されたわけですから、これから地方創生にどう向き合っていくか、できれば町長のお考えをお聞きしたいと。時間があれば、私の考えも述べさせていただこうと思っているんです。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地方創生の大きなゴールは、先ほど来、お話ししているとおり、人口減少の克服と地域経済の活性化と述べさせていただいております。町が定めた第2期総合戦略においても基本的に方向性は同じです。総合戦略に沿って、地方創生室を中心に全庁的に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 時間があるので、私のちょっと考え方を述べさせていただきますと、衰退していく不幸な自治体は、どれを見てもみんな同じように見えるんです。頑張っている幸せを勝ち取った自治体は、それぞれの幸せの形があることをまず理解、ここが決め手です。

衰退していく不幸な自治体の共通していることは、若者が都会に流出して高齢化が進み、人口減少してしまった、そのために農業が衰退してしまった、観光地にお客が来てくれない、商店街が寂れてしまった、こういうことです。この不幸な自治体は、みなかみ町も何となく含まれているような気がするんです。

逆に、うまくいっている自治体は、各地ごとにその特徴が違います。成功している自治体の第1の共通項は、まず、これで食っていくというシンボルを打ち立てて、それに磨きをかけ続けているんです。成功している自治体の第2の共通項は、B to BからB to Cと。B to Bって、Business to Businessということです。B to Cは、Business to Consumer、消費者ですよ、へのシフトをしているんですよ。

大体、日本の地方都市は、今まで強い産業、従来、B to Bが主流だったんです。大企業の下請けの会社が頑張って地域経済を牽引してくれていました。それが徐々に、B to BからB to Cというサービスや商品を消費者に直接届けるような形に変わってきている

んです。この変化にうまく乗れている事業者、ひいてはそうした企業を抱えている地方自治体が地方創生に成功しているんです。

B to BからB to Cへのシフトは、物の世界だけではないんです。地域経済に大きな効果をもたらす観光の分野で進んでいるんです。かつて旅行といえば団体旅行でしょう。パッケージツアーが主流でしたよね。でも、今は消費者がそれぞれネットでホテルやレストランを予約して、自分で旅行のプランを立てるという楽しみが一般化しているんです。町の観光協会を見ると、いまだフィリップ・コトラーのマーケティング2.0あたりをうろろうしていますよ。観光協会の手法が時代的に置いていかれているなというふうには私は感じているんです。私は議員旅行を体験したんですけども、30年前の旅行でしたね。ひどかったですよ。観光面でその変化をうまく捉えられている地域とそうでない地域に二極化しています。かつて企業の慰安旅行などで栄えた、さっき言った熱海ですね、団体旅行の冷え込みで一時は衰退が危惧されている状況でしたが、近年は個人客に向けたプロモーションや新規企画の登場で活況を取り戻しました。その地域活性化伝道師のところで話した市来広一郎氏の著書の「熱海の奇跡」が発行されているほどなんです。

みなかみ町もB to Cの流れをしっかりとつかまえていなければいけない時代になってきていると思っています。観光協会もB to Cにシフトすべきだなと私は思っています。その中でみなかみ町が、俺たちはこれで食っていくというシンボルを打ち立てるためには、俺が変革してやるという気概を持った人材の育成が必要だと思っています。このみなかみ町、今その土壌はちょっとあるとは思えないです。その土壌をつくり上げるのが地方創生室ではないかなと思っています。

明治維新は、廃藩置県で国中を1つ、団結一致しましたよね。これで成功しました。ですが、これからはそれとは逆に、各地方が独立心を持って自立していく、逆維新がこれが必要だと思っています。これは令和維新の始まりじゃないかというふうには私は思っているんです。これが私の考え方です。

6分あるので、もう一つ最後に質問残っているので、いいですか。令和元年の主要施策の成果報告書の事業数が774あるんです。平成30年が801事業、平成29年が768事業。これだけの事業を毎年実施しているにもかかわらず、言いにくいんですけども、なぜみなかみ町は抱えている根本的な課題を解決できないのか。それは僕が考えますに、町民が対象じゃない事業だとできにくいんじゃないかと。というのは、町の存在意義が町民の福祉サービスの充実と向上、向上と充実というのが目的だということですよ。僕もそう思います。そうすると、地方創生というのは町民が対象じゃないですよ。人口減少して減少ですから、増えてくれる人たち、生まれてくれる人たちの対象が政策ですよ。だから、現実的じゃない、未来志向だと思っているんです。だから、ちょっと事業がずれているかな、それでやりにくいかなというふうには僕は感じたんです。

そこで、感じたけれども聞こうかなと思っているのは、2020年の主要施策の成果報告書の事業の中で、地方創生に関わっている事業があるのかなというふうにはちょっと思ったので、ありますかということをお聞きしようかなと思ったんです。これが最後の質問です。よろしくをお願いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 2020年度の主要施策の報告書はこれから作るころなので、まだ作成していませんので、2019年度の報告書における地方創生との関わりを説明をさせていただきます。

なお、地方創生との関わりですので、第2期総合戦略に掲げた事業との関わりで整理をさせていただきます。

総合戦略は4つの基本目標にそれぞれ施策があります。施策も大項目と小項目がありますが、小項目で集計しますと20項目あります。また、主要施策は総合計画の体系でありまして、施策第1、地域福祉の推進から施策30、効率的な組織運営の推進までの30施策と施策体系外で構成されています。総合戦略の20の小項目施策は、総合計画の施策3、子育て支援の充実から施策26、移住定住の促進及び施策体系外を含めて11の施策に関わりを持っています。

主要施策の成果報告書の事務事業総数が774件ありまして、うち総合戦略との関わりのある施策にある事務事業が300件あります。よって、主要施策の成果報告書で掲げる事務事業の774分の300ですから、約39%が総合戦略に関わる事業というふうに言えると思います。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） ありがとうございます。

主要施策の成果報告書はKPIまでですよ。キー・パフォーマンス・インジケーターまでですよ、KGIじゃないですよ。ですけども、第4条には実施することを有すると書いてある。実施はKGIでしょう。キー・ゴール・インジケーターだと思うんです。

だから、この辺がちょっと、要するに実施できていない、事業はたくさんされているんですけども。目標もいいんです。そこに答えが出てきていないような気がするんですけども、これは宿題で、また次回の質問でやります。よろしくお願いします。ありがとうございました。

以上、終わります。

議長（山田庄一君） これにて、6番窪田金嘉君の質問を終わります。

散 会

議長（山田庄一君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

明日6月2日は午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（13時49分 散会）